

# 合理的配慮(修学支援)申請手順と実施までの流れ

障がいのある学生

学生支援統括センター学生相談部門・教職員

1. 相談

【学生課相談窓口(学生係)】

・学生課相談窓口にて合理的配慮(修学支援)や申請方法について、説明のうえ、相談カードをお渡しします。

(窓口連絡先 Tel:0532-44-6551, sodan@office.tut.ac.jp)

2. 申請

・学生本人が相談カードを記入します。(記入についても相談できます)  
・相談カードを学生課相談窓口(学生係)に提出します。

学内関係部局は  
情報を共有  
個人情報に配慮(※)

3. 面談

・相談カードを元に学生と学生支援統括センター及び大学関係者が面談等を行い、障がいの状況や支援を希望する内容等を確認します。必要に応じて、学生は希望する支援の内容等を変更することができます。

【学生支援統括センター】

申請に対する合理的配慮(修学支援)について審議し、配慮(支援)の内容を決定します。

(合意に至らない場合は再調整)

4. 合意

(合意書作成)

【合意形成】

大学は、合理的配慮(修学支援)の内容について申請者に説明します。申請者と大学が合理的配慮に向け調整を行います。

合理的配慮(修学支援)開始

(※) 守秘義務を十分に遵守し、支援者間に限り、必要最小限の情報を共有します。